

**「EU 一般データ保護規則（GDPR）」  
に関する実務ハンドブック  
（第 29 条作業部会ガイドライン編）**

- ・ **管理者および処理者の主導監督当局の特定**

2018 年 2 月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ブリュッセル事務所  
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

2018年5月25日から適用が開始されるEUの「一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）」は、欧州経済領域（European Economic Area：EEA、EU加盟国28カ国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）と個人データをやり取りする日本のほとんどの企業や機関・団体が適用対象となり（外交・防衛・警察などについて例外あり）、同規則への違反行為には高額な制裁金が科されるリスクもある。

ジェトロは2016年11月に、同規則の基本的な構造と基礎的な社内外の対応について概説した「実務ハンドブック（入門編）」<sup>1</sup>を、2017年8月に標準契約条項（Standard Contractual Clauses：SCC）と拘束的企業準則（Binding Corporate Rules：BCR）を中心とする企業のコンプライアンス対応を概説した「実務ハンドブック（実践編）」<sup>2</sup>を公表した。

GDPRに関するガイドラインを解説した本レポートは、同規則に詳しいギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所ブリュッセルオフィスに委託し作成した。本レポートでは、「管理者および処理者の主導監督当局の特定」に関するガイドラインを2017年12月31日現在の情報を基に解説した。

#### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

<sup>1</sup> <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/01/dfcebc8265a8943.html>

<sup>2</sup> <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/01/76b450c94650862a.html>

## 目次

はじめに.....	1
I. ガイドラインの構成.....	2
II. 主導監督当局の制度の概要.....	2
III. 管理者または処理者の主導監督当局の特定に関するガイドラインの解説.....	4
1. 主導監督当局の特定：主要概念.....	4
(1) 「 <u>個人データの越境的処理</u> 」.....	4
(2) <u>主導監督当局</u> .....	5
(3) <u>主たる拠点</u> .....	5
2. 主導監督当局を特定するためのステップ.....	5
(1) <u>管理者の「主たる拠点」の特定</u> .....	5
(2) <u>不明確な事例</u> .....	7
(3) <u>処理者</u> .....	8
2. 関連するその他の問題点.....	9
(1) <u>関係監督当局の役割</u> .....	9
(2) <u>現地での処理</u> .....	9
(3) <u>EU域内に設立されていない企業</u> .....	10
4. 付属書 主導監督当局の特定のための質問.....	10
(1) <u>管理者または処理者は個人データの越境処理を行っているか</u> .....	10
(2) <u>どのように主導監督当局を特定するか</u> .....	10
(3) 「 <u>関係監督当局</u> 」はあるか.....	11

## はじめに

本稿は、第 29 条作業部会<sup>3</sup>が公表している「一般データ保護規則（GDPR）」に関するガイドラインのうち、「管理者および処理者に関する主導監督当局の特定に関するガイドライン（WP244）」（2016 年 12 月 13 日付採択、2017 年 4 月 5 日改訂）<sup>4</sup>の 3 つのガイドラインの内容を解説することを目的として作成したものである。

第 29 条作業部会が公表するガイドラインは、制度の概要について知識を有していない読み手には必ずしも理解しやすい構成になっていないため、各章では、まずガイドラインの構成を示し、その後ガイドラインで説明されている事項のうち重要なものを必要に応じて再構成し、簡潔に概要を記載した。さらに、公表されているガイドラインの内容を概ね記載した上で実務上の論点を含む事項については、「コメント」という形で留意点を追加している。特に、DPO の選任義務は、データ保護に関わるビジネスの観点から、日本本社と欧州拠点の間における意思決定プロセスや組織関係に重要な影響を及ぼす可能性がある問題であるため、コメントとして比較的多くの記述を割くよう心掛けた。ガイドラインの内容を概ね記載することとしたのは、公表されているガイドラインは細部にわたって重要な事項を含む記述が多いことから、内容を省略せずに情報提供の方が読者の GDPR に対するより正確な理解に資すると考えたためである。もっとも、本稿もガイドラインの内容を完全に翻訳した内容ではないため、あくまで GDPR に関するガイドラインを理解するための出発点として活用頂ければ幸いである。

本稿執筆時点（2017 年 12 月 31 日）における第 29 条作業部会による GDPR に関するガイドラインの公表状況については、「データ保護責任者に関するガイドライン」の解説レポートにて紹介している。

なお、本稿において「EU」は特に言及がない限り、EEA（欧州経済領域、EU 加盟 28 カ国とノルウェー、アイスランド、およびリヒテンシュタイン）を意味するものとする。欧州委員会は EEA 内の EFTA 加盟国であるノルウェー、アイスランド、およびリヒテンシュタインとの間で GDPR を EEA 協定書に統合する作業を速やかに行う予定であり、当該作業完了後にこれら 3 カ国においても GDPR が適用されることとなる。

---

<sup>3</sup> Article 29 Working Party、EU 加盟各国の監督当局の代表、欧州委員会司法総局データ保護課の代表、欧州データ保護監察機関（EDPS）の代表によって構成される。特定の問題に関して共通の解釈と分析を提供することにより、EU 加盟国のデータ保護法の解釈にある程度の調和をもたらす。

<sup>4</sup>[http://ec.europa.eu/newsroom/article29/item-detail.cfm?item\\_id=611235](http://ec.europa.eu/newsroom/article29/item-detail.cfm?item_id=611235)

## I. ガイドラインの構成

管理者または処理者の主導監督当局の特定に関するガイドラインは、以下の項目によって構成される。

1. 主導監督当局の特定：重要な概念
  - 1.1 「個人データの越境処理」
    - 1.1.1 「実質的な影響」
  - 1.2 主導監督当局
  - 1.3 主たる拠点
2. 主導監督当局を特定するためのステップ
  - 2.1 管理者の「主たる拠点」の特定
    - 2.1.1 管理者の主たる拠点が EU 域内の統括管理部門の所在地ではない場合にそれを特定するための基準
    - 2.1.2 事業者グループ
    - 2.1.3 共同データ管理者
  - 2.2 不明確な事例
  - 2.3 処理者
3. 関連するその他の問題点
  - 3.1 関係監督当局の役割
  - 3.2 現地での処理
  - 3.3 EU 域内の設立されていない企業

Annex - 主導監督当局の特定のためのガイドに関する論点整理

## II. 主導監督当局の制度の概要

監督当局とは、GDPR の適用を監視する責任を負うために各加盟国で設置が義務付けられる公的機関である（第 51 条第 1 項）。監督当局の主たる業務は、GDPR の適用の監視および執行であり、監督当局は GDPR に基づく権限の行使を基本的に加盟国の領域内で行う。もともと、管理者または処理者のデータ処理行為が複数の加盟国に関連する場合、当該複数の加盟国におけるどの加盟国の監督当局が当該データ処理行為（越境的処理行為（Cross-border processing））に関して窓口となるかを特定する必要がある。このような複数の加盟国に関連する越境的処理行為に関して主として対応を行う監督当局が主導監督当局である。

端的には、主導監督当局とは、例えば、データ主体が個人データの処理に関して苦情を申し立てた場合に、越境的処理行為に対応する主な責任を有する機関である。ここでの越境的処理行為とは、1. 管理者または処理者が 2 カ国以上の加盟国に拠点を有し、かつ複数の加盟国の拠点に関連して個人データの処理を行う場合、または、2. 管理者または処理者は単一の拠点において個人データの処理を行っているが、複数の加盟国におけるデータ主体に実質的に影響するか、または実質的に影響する可能性のある活動をする処理行為を行っている場合を意味する（第 4 条第 23 項）。通常の処理行為とは異なり、複数の加盟国における管理者またはデータ主体がデータ処理に関係することが越境的処理行為の特徴である。

管理者のみが越境的処理行為を行っている場合、管理者の主たる拠点または単一の拠点が所属する加盟国当局が主導監督当局となるため、主導監督当局を特定するためには管理者の主たる拠点を特定する必要がある。主たる拠点については、2 カ国以上の加盟国に拠点を有する管理者については EU 域内の統括管理部門の所在地を主たる拠点と見なす（第 4 条第 16 項）。もともと、処理の目的および手段に関する決定が EU 域内の他の拠点で行われており、当該拠点がこれ

らの決定を実行する権限を有する場合、当該拠点が主な拠点となり、当該拠点のある加盟国における監督当局が主導監督当局となる。

また、管理者および処理者が処理行為を行う場合、処理者のみが処理行為を行う場合、共同管理者が処理行為を行う場合において、それぞれ主導監督当局の特定の方法が異なるが、詳細は後述する。

越境的処理行為に関しては、主導監督当局が所在する加盟国以外の加盟国における監督当局も関係監督当局として役割を担う場合がある。関係監督当局とは、1. 管理者または処理者が監督当局の加盟国の領域内に存在すること、2. 監督当局の加盟国に居住するデータ主体が、当該処理によって実質的に影響を受けているか、または実質的に影響を受ける可能性があること、または、3. 監督当局に苦情申立てが行われていることに基づいて、個人データの処理に関する監督当局をいう（第4条第22項）。主導監督当局は、関係監督当局と協力して業務を行わなければならない。

なお、上記の通り、主導監督当局は、越境処理に関して管轄を有する監督当局である。そのため、管理者または処理者が複数の加盟国において設立されているものの、特定の処理の対象事項が、主導監督当局の所在国以外の単一の加盟国において行われており、当該加盟国におけるデータ主体にのみ関係するものである場合、主導監督当局ではない監督当局が管轄を有する。その場合、当該監督当局は、遅滞なく主導監督当局に対して当該事項について通知する。当該通知を受けて、主導監督当局は、主導監督当局と他の関係監督当局との間の協力（ワンストップ・ショップ・メカニズム）に関する規定に基づいて対応するかどうか、または、通知をした監督当局が地域レベルでその案件に対応するべきか否かについて決定しなければならない。いずれが対応すべきかを判断するときは、主導監督当局は、管理者または処理者それぞれに対する決定の効果的な執行を確実なものとするために、通知をした監督当局の加盟国の中に管理者または処理者の事業者が存在するか否かを考慮に入れなければならない（前文第127項）。

### III. 管理者または処理者の主導監督当局の特定に関するガイドラインの解説

#### 1. 主導監督当局の特定：主要概念

##### (1) 「個人データの越境的処理」

主導監督当局の特定は、管理者または処理者が個人データの越境的処理を実行する場合のみ該当する。GDPR 第 4 条第 23 項において「越境的処理」は以下のいずれかで定義される。

- 管理者または処理者が複数の加盟国に拠点を有する場合、EU 域内の管理者または処理者の複数の加盟国における拠点の活動に関連して行われる個人データの処理
- EU 域内の管理者または処理者の単一の拠点の個人データの処理であるが、複数の加盟国のデータ主体に実質的に影響するか、または実質的に影響する可能性のあるような活動に関連して行われる個人データの処理

これは、例えば、フランスおよびルーマニアに拠点を有する組織で、その活動において個人データの処理がなされる場合、越境的処理を成すことを意味する。

あるいは、当該組織は、フランスの拠点でのみ処理行為を実行する可能性もある。しかしながら、当該活動がフランスおよびルーマニアのデータ主体に実質的に影響する、または実質的に影響する可能性がある場合、これもまた越境処理を成すことになる。

##### ① 「実質的な影響」

GDPR は「実質的」または「影響」を定義していない。その文言の意図は、何らかの影響を持ち、単一の拠点において行われる処理行為の全てが「越境的処理」の定義に該当するとは限らないように保証することである。

実際の実質的影響だけではなく、実質的影響の可能性がある場合、処理は越境的処理の 2 つ目の定義に該当し得る。「可能性がある」とは、「実質的影響がまず起こり得ないが可能性はある」ことを意味しないことに注意しなければならない。実質的影響が起こらない可能性よりも、起こる可能性の方が高くなければならない。他方で、（複数の加盟国のデータ主体への）実質的影響の可能性は、処理が「越境的処理」の定義に該当する上で十分であり、それはまた個人が実際に影響を受ける必要がないことも意味する。

データ処理業務には数カ国の加盟国において、数人の（大人数でもあり得る）個人の個人データの処理に関わり得る事実は、その処理が実質的影響を及ぼす、または及ぼす可能性があることを必ずしも意味しない。個人に「実質的な」、すなわち以下に挙げられるような重大な影響を与えない処理は、どの程度の人数に影響するかに関わらず、越境処理の 2 つ目の定義の意図するところにおいて越境処理を構成しない。

監督当局は、事例ごとに「実質的な影響」を解釈する。処理の状況、データの種類、処理の目的、または処理が以下の要因に該当するか否かを考慮する。

- 個人に対して損害、損失、または苦痛を起こす、またはその可能性がある
- 権利の制限または機会の奪取の実際の影響を有する、またはその可能性がある
- 個人の健康、幸福、内心の平穏に影響する、またはその可能性がある
- 個人の金銭的または経済的な状態や事情に影響する、またはその可能性がある
- 個人を差別または不公平な取り扱いの対象となり得るようにする
- 個人またはその他の特別カテゴリーの個人データや他の立ち入ったデータ、特に子供の個人データの分析に関わるもの
- 個人の行動を大きく変える原因となる、あるいはその可能性がある
- 個人に対して思いも寄らない、不測、または迷惑な結果が起こる

- 風評被害を含め、恥辱またはその他の否定的な結果を生む
- 広範な個人データの処理を含む

究極的には、「実質的な影響」の検証は、「監督当局が、数カ国の加盟国において相当数のデータ主体に実質的に影響する処理業務に係る法的効力を発揮することを意図する措置を採用する意図がある場合」（前文第 135 項）にのみ、GDPR の一貫性メカニズムを通じて監督当局が正式に協力することが義務付けられるように保証することを意図している。

## (2) 主導監督当局

「主導監督当局」とは簡単に言うと、例えば、データ主体がその個人データの処理に関して苦情を申し立てた場合などに、越境的処理行為に対応する主な責任を有する機関である。

主導監督当局は、他の「関係」監督当局が関与する、全ての調査の調整を担当する。

主導監督当局の特定は、EU 域内の管理者の主たる拠点または単一の拠点の所在地の判断に依存する。GDPR 第 56 条は「第 60 条の（協力）手続きに基づき、管理者または処理者の主たる拠点または単一の拠点の監督当局が、管理者または処理者により実行される越境処理に関する主導監督当局としての役割を果たす管轄権を有するものとする」と定めている。

## (3) 主たる拠点

GDPR 第 4 条第 16 項において「主たる拠点」の意味は次の通り規定されている。

- 2 カ国以上の加盟国に拠点を有する管理者に関しては EU 域内の統括管理部門の所在地を主たる拠点と見なすが、個人データの処理の目的および手段に関する決定が EU 域内の他の拠点において行われており、その後者の拠点が当該決定を実行する権限を有する場合は、当該決定を行った拠点を主たる拠点と見なす。
  - 2 カ国以上の加盟国に拠点を有する処理者に関しては EU 域内の統括管理部門の所在地、あるいは EU 域内に統括管理部門がない処理者に関しては、処理者が本規則に基づく特定の義務の対象となる範囲において、処理者の拠点の活動の中でも主たる処理行為が行われる EU 域内のその処理者の拠点

## 2. 主導監督当局を特定するためのステップ

### (1) 管理者の「主たる拠点」の特定

主たる拠点の所在地を確定するには、該当する場合、EU 域内のデータ管理者の統括管理部門を最初に特定する必要がある。GDPR で示唆されるアプローチは、EU 域内の統括管理部門は個人データの処理の目的および手段に関する決定が行われる場所であり、当該場所が当該決定を実施する権限を有するというものである。

GDPR における主導監督当局の原則の本質は、越境的処理の監督は EU 域内の 1 つの監督当局のみにより指揮されるべきであるとする点である。様々な越境的処理行為に関する決定が EU 域内の統括管理部門内で行われる場合、多国籍企業が実行する様々なデータ処理行為に対して 1 つの監督当局が存在することになる。しかし、特定の処理行為の目的および手段に関する決定を統括管理部門以外の拠点が自律的に行う場合があり得る。これは、状況によっては、例えば異なる国において異なる処理行為について多国籍企業が別個の意思決定拠点を有する場合、2 つ以上の監督当局が特定され得ることを意味する。多国籍企業が処理行為の目的および手段に関する全て

の決定を EU における拠点の 1 つに集中させる場合（かつ当該拠点などがこうした決定を実施する権限を有する場合）、1 つの主導監督当局のみがこの多国籍企業のために特定される。

**コメント 1：複数の主導監督当局**

単一の企業グループについて、異なる国における異なる処理行為について、2 つ以上の主導監督当局が特定され得ることを認めたものと考えられる。

これらいずれの状況においても、企業が処理の目的および手段に関する決定がなされる場所を厳密に特定することが不可欠となる。主たる拠点の正しい特定することにより、GDPR に基づく様々なルールの遵守義務に関して、どの監督当局に対応する必要があるかが明確になるため、管理者および処理者の利益に適う。GDPR に基づく様々なルールの遵守義務には、関連する場合には、DPO の選任、管理者が合理的な手段によって軽減することができないリスクを伴う処理行為に関する協議が含まれる。GDPR の該当条項は、これらのルールの遵守にあたっての作業を処理しやすくすることを意図している。

例 1：ある食品小売企業は本社（すなわち「統括管理部門の所在地」）をオランダのロッテルダムに置いている。当該企業は様々な他の EU 諸国に拠点があり、各地の個人を接客している。全ての拠点が消費者の個人データをマーケティングの目的で処理する同じソフトウェアを使用している。マーケティングを目的とする消費者の個人データの処理の目的および手段に関する決定は全てロッテルダムの本社で行われている。これは、この越境的処理行為に関するその企業の監督当局がオランダの監督当局であることを意味する。

例 2：ある銀行はフランクフルトに本店を置いており、その銀行処理活動は全てそこで計画されているが、保険部門はウィーンに所在する。ウィーンの拠点が全ての保険データ処理活動を決定し、その決定を EU 全体で実施する権限を有する場合、GDPR 第 4 条第 16 項で予測される通り、保険目的の個人データの越境処理に関してはオーストリアの監督当局が主導監督当局となり、顧客の所在地に拘らず、ドイツの監督当局（ヘッセン監督当局）が、銀行目的の個人データの処理を監督する。

**① 管理者の主たる拠点が EU 域内の統括管理部門の所在地ではない場合にそれを特定するための基準**

GDPR 前文第 36 項は、統括管理部門の基準が該当しない場合に、管理者の主たる拠点を判定するために用いられる主要因を明確化する上で有用である。これには、固定的な体制を通じた処理の目的および手段に関する主な決定を行う経営活動の、実際かつ現実の行為が行われる場所の特定が含まれる。また、前文第 36 項は、「個人データを処理するための技術的手段および技術の存在および使用または処理行為は、それ自体では、主たる拠点を成すものではなく、主たる拠点の決定基準ではないこと」も明確にしている。

データ管理者自体がその主たる拠点を特定し、どの監督当局が主導監督当局であるかを特定する。しかしながら、これに対して、事後に各関係監督当局が異議を申し立てる可能性がある。

**コメント 2：主導監督当局の決定権限**

最終的には、主導監督当局を決めるのは監督当局側であるということを意味する。

次の要因は、管理者の主たる拠点の場所が EU 域内の統括管理部門の所在地でない場合に、GDPR の条項に基づいて、管理者の主たる拠点の所在地を判断する上で有用である。

- どこで処理の目的および手段に関する決定が最終「署名（承認）」されるか
- どこでデータ処理に関する事業活動に関する決定がなされるか
- どこに事実上その決定を実施する権限があるか
- どこに越境処理を担当する総括的管理責任を有する（1 人または複数の）取締役がいるか
- 単一の領土内にある場合、管理者または処理者はどこで企業登録をしているか

これは、網羅的なリストではないので注意されたい。当該管理者または処理の活動によって、他の要因も関わる可能性がある。管理者により特定された拠点が GDPR を目的とする主たる拠点ではないと監督当局が疑う事由がある場合、当然、その主たる所在地が所在する場所を証明するために、必要な追加情報の提供を管理者に義務付けることができる。

## ② 事業者グループ

処理が EU 域内に本社を持つ事業者グループにより行われている場合、処理の目的および手段が他の拠点により決定されている場合を除き、統括指揮する権限を有する拠点が個人データの処理に関する意思決定の中心地であると推定され、従ってそのグループの主たる拠点と見なされるであろう。親会社または EU 域内の事業者グループの運営上の本社がその統括管理部門の所在地となるので、その主たる拠点となる可能性が高い。

この定義における、管理者の統括管理部門の所在地への参照は、集権化された意思決定本社と支店からなる構造を有する組織に適している。その場合、越境処理に関する決定を行い、それを実行する権限が、その管理者の統括管理部門内にあることは明らかである。この場合、主たる拠点の所在地、従って、どの監督当局が主導監督当局であるかは、分かりやすい。しかしながら、企業グループの意思決定システムは、異なる拠点に越境処理に関する独立した権限を与え、より複雑である可能性がある。

## ③ 共同データ管理者

GDPR は、EU に拠点を有する 2 つ以上の管理者が処理の目的および手段を共同で判断する場合（すなわち、共同管理者）における主導監督当局の指定に関する問題点について、具体的に規定していない。第 26 条第 1 項および前文第 79 項は、共同管理者がいる場合には、GDPR に基づく義務を遵守するための各管理者の責任を透明性のある方法によって決定しなければならないことを明確にしている。従って、ワンストップ・ショップの原則の恩恵を受けるために、共同管理者は、（決定が行われる拠点のうち）どの共同管理者の拠点が全ての管理者に対して処理に関する決定を行う権限を有するかを指定する必要がある。この拠点は、共同管理者がいる場合において、実施される処理のための主たる拠点と見なされることになる。共同管理者に関する体制の整備は、特に第 82 条第 4 項に規定される GDPR に基づく責任に関するルールに影響を及ぼすものではない。

### (2) 不明確な事例

主たる拠点の特定またはデータ処理に関する決定がなされる場所の判定が難しい、不明確かつ複雑な状況が起きることもある。越境的処理行為があり、複数の加盟国に管理者が拠点を設置し

ているが、EU 域内に統括管理部門がなく、どの拠点もその処理に関する決定を行っていない（すなわち、決定が EU 域外のみで行われている）場合がこれに該当し得る。

上記の場合、越境処理を実行する企業は、ワンストップ・ショップの原則を有効活用できるように主導監督当局による規制管理を強く要望する可能性がある。しかしながら、GDPR は、このような状況に対する解決策を提供していない。これらの状況において、企業は、十分な資産を有することなどを含め、主たる拠点として処理行為に関する決定を実施し、処理の責任を負う権限を持つ拠点を指定しなければならない。このような方法で企業が主たる拠点を指定しない場合、主導監督当局を指定することは不可能である。監督当局は、必要に応じて、随時さらに調査を行うことができる。

GDPR は「有利な法廷地漁り」（フォーラム・ショッピング）を容認しない。企業がある加盟国にその主たる拠点を持つと主張するが、効果的かつ現実的な経営活動または個人データの処理に関する決定がその拠点でなされていない場合、該当する監督当局（究極的には欧州データ保護会議（EDPB））が、客観的基準を適用し、証拠を検証し、どの監督当局が「主導」するかを決定する。主たる拠点を特定するプロセスは、監督当局による積極的な調査および相互協力を必要とし得る。結論は、調査対象の組織による陳述のみに基づくことはできない。関連する処理の決定が行われる場所と、当該決定を実施する権限がある場所を、関連する監督当局に対して示す立証責任は、究極的には管理者および処理者にある。実際のデータ処理行為の記録は、企業組織および監督当局の双方が主導監督当局を決定する上で役立つ。主導監督当局または関係監督当局は、関連する事実の客観的な審査に基づき、必要な場合は追加の情報を要求しつつ、管理者の分析を反証することができる。

場合によって関係監督当局は、その主たる拠点がどこであるか、または特定のデータ処理行為に関する決定がどこで行われるか、EDPB の指針に沿った明確な証拠の提出を管理者に求めることがある。この証拠には相応な重要性が与えられ、関係監督当局は相互に協力してどの監督当局が調査を主導するかを決定する。この事案は、主導監督当局の特定に関して監督当局同士が相容れない見解を有する場合のみ、第 65 条第 1 項(b)号に基づく決定を求めて EDPB に付託される。しかしながら、ほとんどの場合、関係監督当局は相互に満足できる行動方針に合意できるものと期待される。

### (3) 処理者

GDPR は、GDPR の対象であり 2 カ国以上の加盟国に拠点を持つデータ処理者のためにもワンストップ・ショップ制度を提供している。

GDPR 第 4 条第 16 項(b)号において、処理者の主たる拠点は EU 域内における処理者の統括管理部門の所在地、また、EU 域内に統括管理部門がない場合は EU 域内の拠点で主な処理（処理者）の活動が行われる場所であると規定されている。

しかしながら、前文第 36 項によると、管理者と処理者の双方が関与する場合、所管の主導監督当局は、管理者にとっての主導監督当局であるべきである。この状況において、処理者の監督当局は「関係監督当局」になり、協力手続きに参加すべきである。この規定は管理者が EU 域内に拠点を設置している場合のみ適用される。EU 域外の管理者が第 3 条第 2 項に基づき GDPR の対象とされる場合は、ワンストップ・ショップ制度の対象にはならない。他方で処理者は、異なる加盟国に所在する複数の管理者に対してサービスを提供することができる（例えば、大規模なクラウドサービス・プロバイダー）。この場合、主導監督当局は、各管理者にとって「主導」として行動する権限を有する監督当局となる。実質的にこのことは、処理者が複数の監督当局に対応しなければならない可能性があることを意味する。

## 2. 関連するその他の問題点

### (1) 関係監督当局の役割

GDPR 第 4 条第 22 項は次の通り規定している。

「関係監督当局」とは、(a) 管理者または処理者が当該監督当局の加盟国の領域内に存在する、あるいは、(b) 当該監督当局の加盟国に所在するデータ主体が、当該処理によって実質的に影響を受けているか、または実質的に影響を受け得る、(c) 当該監督当局に苦情が申し立てられているという事由で、個人データの処理に関係する監督当局を意味する。

関係監督当局の概念は、例えば、主導監督当局の管轄地外に居住する個人がデータ処理行為動により実質的な影響を受ける場合に、「主導監督当局」モデルが、その他の監督当局が問題の取り組み方に関して発言する上で、妨げとならないことを保証する意味がある。上記要因 (a) に関しては、主導監督当局を特定するのと同じ考慮点が適用される。注意すべきは、(b) においては、データ主体は単に当該加盟国に居住していればよいという点で、当該加盟国の市民である必要はない。(c) において (実際問題として) 特定の監督当局が苦情を受け取ったかどうかを判断するのは一般的に容易である。

GDPR 第 56 条第 2 項および第 5 項は、関係監督当局が主導監督当局でない場合に、事例に取り組む際の役割を規定している。主導監督当局が事例を取り扱わないことに決定した場合、主体に情報を提供した関係監督当局が処理することとなる。これは、GDPR 第 61 条 (相互支援) および第 62 条 (監督当局の共同作業) の手続きに則ったものである。こうした事態は例えば、パリに主要拠点を持つマーケティング会社が、ポルトガルに在住するデータ主体のみに影響する製品を発売した場合に起こる。こうした場合、フランスおよびポルトガルの監督当局が、当該事案に関する対応はポルトガルの監督当局が主導して行うことが適していると合意し得る。両監督当局はデータ管理者に、企業の体制を明確にする観点から、情報提供するよう要求することができる。その処理行為は純粋に局地的、すなわちポルトガルにいる個人に対してのみ影響を与えるため、前文第 127 項に基づき、フランスおよびポルトガルの監督当局は、どの監督当局がその件に対応するかを決定する裁量を有する。

GDPR は、主導監督当局および関係監督当局に対して、相互の観点を相応に尊重しつつ、問題の調査が行われ、各監督当局が満足できる解決、かつデータ主体に対する効果的な救済手段を保証するために、相互協力を義務付けている。監督当局は、相互に容認可能な行動方針に達するように努めなければならない。正式な一貫性メカニズムは、相互協力で互いに容認可能な結果に達しない場合にのみ発動すべきである。

決定の相互容認は、実質的な結論に適用し得るが、執行活動 (例えば、完全な調査、範囲を限定した調査など) を含む、決定された行動方針にも適用し得る。また、例えば、優先順位に関する正式な方針や、上記の通りその他にも関係監督機関が存在することを事由として、GDPR に基づいて事例を取り扱わないことにする決定にも適用され得る。

監督当局間の合意および協力的な態度の構築は、GDPR の協力および一貫性制度の成功に不可欠である。

### (2) 現地での処理

現地でのデータ処理行為は、GDPR の協力および一貫性の条項に該当しない。監督当局は現地において、現地のデータ処理行為に対応するために、互いの管轄を尊重するものとする。公的機関により実行される処理は、必ず「現地」において取り組むものとする。

### **(3) EU域内に設立されていない企業**

GDPRの協力および一貫性メカニズムは、EU域内に、単一または複数の拠点を持つ管理者のみに適用される。EU域内に拠点を持たない企業の場合、単に加盟国に代理人が存在するだけではワンストップ・ショップ制度を起動することはできない。これは、EU域内に拠点を持たない管理者は、活動している各加盟国においてその現地の代理人を通じて、現地の監督当局と対応しなければならないことを意味する。

## **4. 付属書 主導監督当局の特定のための質問**

### **(1) 管理者または処理者は個人データの越境処理を行っているか**

越境処理に該当するケース

ケース a

- 管理者または処理者が、2カ国以上の加盟国において拠点を有しており、
- 1カ国以上の加盟国の拠点に関連して個人データの処理が行われている場合。

➤ この場合、「(2)」へ進む。

ケース b

- 個人データの処理が、EUにおけるデータ管理者または処理者の単一の拠点の活動に関連して行われるが、
- 1カ国以上の加盟国における個人に実質的に影響する、または実質的に影響する可能性がある場合。

➤ この場合、主導監督当局は、単一の加盟国における管理者または処理者の単一の拠点に対する監督当局となる。当該拠点が唯一の拠点であるため、論理的に、この拠点が管理者または処理者の主たる拠点となる。

### **(2) どのように主導監督当局を特定するか**

① 管理者のみが関与する場合：

- i. 管理者のEUにおける統括管理部門の場所を特定する。
- ii. 統括管理部門の場所が所在する国の監督当局が、管理者の主導監督当局となる。

しかしながら、

- iii. 処理の目的および手段に関する決定がEU域内の別の拠点で行われており、当該拠点がこれらの決定を実行する権限を有する場合、主導監督当局は当該拠点がある加盟国内に所在する監督当局である。

② 管理者および処理者が関与する場合。

- i. 管理者がEU域内に設立され、ワンストップ・ショップ制度の対象であるかを確認する。もし、該当する場合は、
- ii. 管理者の主導監督当局を特定する。当該監督当局は、処理者のための主導監督当局ともなる。

iii. 処理者に対して管轄権のある（主導監督当局以外の）監督当局は関係監督当局となる（下記「(3)」参照）。

③ 処理者のみが関与する場合

- i. 処理者の EU における統括管理部門の場所を特定する。
- ii. 処理者が EU において統括管理機能を有しない場合、処理者の主たる処理行為が発生する EU における拠点を特定する。

④ 共同管理者が関与する場合

- i. EU 域内に共同管理者の拠点があるかを確認する
- ii. 処理の目的および手段に対する決定が行われ、全ての共同管理者に関してこれらの決定を実施する権限を有する拠点を指定する。この拠点は、共同管理者によって実施される処理のための主たる拠点であると見なされることになる。主導監督当局は、この拠点がある国に所在する監督当局である。

**(3) 「関係監督当局」はあるか**

次の場合、監督当局は「関係監督当局」となる。

- ① 管理者または処理者が、その地域において拠点を有する場合、
- ② 処理によって、その地域におけるデータ主体が実質的に影響を受けるか、またはその可能性がある場合、または
- ③ 特定の監督当局が苦情を受領する場合。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170095>

「EU 一般データ保護規則 (GDPR)」

(第29条作業部会ガイドライン編)

管理者および処理者の主導監督当局の特定

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel.03-3582-5569